

令和6年度 第4回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日 時：令和6年8月21日（水） 午前9時30分～午前10時33分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員5名 労働側委員5名 使用者側委員5名
- 4 議 題：（1）長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性について
 - ① 参考人意見聴取
 - ② 特定最低賃金改正の申出について（労側委員からの説明）
 - ③ 必要性の有無について

5 審議要旨

（1）長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性について

①参考人意見聴取

労働者側から2団体各1名（大島造船労働組合書記長及びTME I C労働組合長崎支部副執行委員長）を参考人として招聘し、各25分間程度意見陳述及び質疑応答が行われた。

②特定最低賃金改正の申出について（労側委員からの説明）

労働者側委員からは、下記のとおり説明がなされた。

- ・長崎県の基幹産業である船舶、はん用機械器具製造業においては、地域全体への波及効果も大きいので県内における雇用と経済の両面でも貢献度の高い産業であると考える。

- ・将来を担う優秀な人材を確保していくためには、魅力的な労働条件が必要であり産業別最低賃金の引き上げは重要な手段だと考えている。

- ・物づくり産業は高度な専門性や高い熟練度を必要とすることに加え、危険を伴う作業や暑熱対策等にも限界があるなど作業環境は他の産業と比較しても大変厳しいものがある。地域別最低賃金や他の産業と比較してもより高い水準にあるべきであり、適切な産業別最低賃金として一定程度の優位性が必要である。

- ・価格交渉における労務費の理由や説明の根拠資料として最低賃金やその上昇率が挙げられている。価格転嫁に向けた環境づくりにおいて最低賃金の役割も大きいと考えている。

- ・近年地域別最低賃金が大幅に上昇しているが、そういう環境下においても、当該産業の発展のために関係労使で協力して産業別最低賃金の改定している県が多くある。

③必要性の有無について

労側委員からの説明を受け、使用者側委員より次のとおり意見が述べられた。

- ・長崎県最低賃金基礎調査結果からみて、未満労働者はかなり少ない状況である。

- ・経団連が出している資料からも、近年の地域別最低賃金の大幅な引上げに伴い、特定最低賃金との差が急激に縮小しており、2021年以降、特定最低賃金は地域別最低賃金を下回っている状況が多くみられる。また、実態として地域別最低賃金が適用されるケースが多くなっており、本来、特定最低賃金は地域別最低賃金より高い賃金水準が必要と認められる場合に設定されているものであることから、特定最低賃金の在り方や存続させる意義が大きく揺らいでいると記載されている。

・長崎においても同様であり、最低賃金基礎調査結果を見ても全国と同様に存続させる意味があるのかと思ってしまう。金額の改正の必要はない。

次回第5回本審において長崎県特定(産業別)最低賃金改正の必要性について、個別協議を含めて協議することとなった。次回答申予定。

(2) その他

今後の審議会の日程について

第5回本審(異議審・特定最賃改正の必要性) 9月3日(火) 午前9時30分～